

手続きをお忘れなく!!

児童手当の 「現況届」・「認定請求」などの ご案内

「現況届」などの
受け付けが始まります

現在、児童手当を受けている方は「現況届」の用紙を、6月上旬に各家庭へ送付しますので、回月中に手続きを行ってください（受け付け日程は、下表参照）。

請求されたらいいですか？

現在、児童手当を受給していない方が手当を受けるためには、認定請求の手続きが必要です。

認定請求手続きをお忘れの方や、以前に所得制限（下表参照）などで受給できなかった方でも、受給できる場合がありますので、お問い合わせください（児童手当は、請求した翌月から支給されるため、5月中に認定請求手続きを行なうと、6月分手当から支給されます）。

詳しくは、福祉課障害・給付係（内線154）へどうぞ。

平成19年度児童手当 所得制限の限度額表

| 扶養親族 などの数 | 所得額 | |
|--------------|-------|-------|
| | 児童手当 | 特例給付 |
| 0人 | 460万円 | 532万円 |
| 1人 | 498万円 | 570万円 |
| 2人 | 536万円 | 608万円 |
| 3人 | 574万円 | 646万円 |
| 4人 | 612万円 | 684万円 |
| 5人 | 650万円 | 722万円 |

※表の「特例給付」の欄は、厚生年金などに加入している方のみ適用されます。

現況届・認定請求・額改定請求受け付け日程

| 月 日 | 会 場 | 時 間 |
|----------|-----------------|-----------------------------|
| 6月18日(月) | 駄知公民館1階・会議室 | 9:30~12:00 |
| | | 13:00~16:00 |
| 6月19日(火) | 肥田公民館1階・会議室 | 9:30~12:00 |
| | | 13:00~16:00 |
| 6月21日(木) | ウエルフェア土岐3階・大会議室 | 9:30~12:00 |
| 6月22日(金) | | 13:00~16:00 |
| 6月25日(月) | 鶴里公民館 | 9:30~12:00 |
| 6月25日(月) | 曾木公民館 | 13:30~16:00 |
| 6月26日(火) | 文化プラザ1階・ルナホール | 9:30~12:00 |
| 6月27日(水) | | 13:00~16:30 |
| 6月28日(木) | | 17:00~19:00 (※27日・28日のみ) |

4月1日から児童手当制度が拡充されました

●0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

3月31日まで

第1子、第2子＝月額5千円
第3子以降＝月額1万円



4月1日から

第1子、第2子＝月額1万円
第3子以降＝月額1万円
(変わらず)

●3歳以上の児童の養育者に対する児童手当(変わらず)

今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。なお、本年4月から3歳未満の児童手当などの額は、一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は、従来通りの月額5千円となります。